

青森市で「新しい働き方」始めませんか？

令和8年度青森市サテライトオフィストライアル補助金

令和8年度青森市サテライトオフィス進出支援金



県外企業が市内コワーキングスペースを体験利用した場合… ↓

交通費・宿泊費・施設利用料の1/2を補助します！

さらに！

県外企業が市内コワーキングスペース、貸しオフィス等
を利用したサテライトオフィスを開設した場合… ↓

1社あたり50万円～100万円を補助します！

対象企業

情報サービス企業

(ソフトウェア開発、映像・CG制作、設計・デザインなどの業務を行う企業)



サテライトオフィスとは

情報・通信設備の活用により本社において
実施している業務の一部が実施可能な事業所

制度の詳細や対象施設のVR動画はコチラ

青森市 優遇制度

検索



令和 8 年度
青森市サテライトオフィス
トライアル補助金

県外に本社を有し、かつ、青森市内に事業所を有しない情報サービス企業（ソフトウェア開発、映像・CG 制作、設計・デザインなどの業務を行う企業）で、市内ワーキングスペースを体験利用した企業

補助対象者

令和 8 年度
青森市サテライトオフィス
進出支援金

県外に本社を有し、かつ、青森市内に事業所を有しない情報サービス企業（ソフトウェア開発、映像・CG 制作、設計・デザインなどの業務を行う企業）で、市内ワーキングスペース、貸しオフィス等を利用してサテライトオフィスを新たに開設

補助金額

区分	金額
交通費	<u>補助対象経費の 2 分の 1</u> 限度額 17,000 円/人 3 人まで
宿泊費	<u>補助対象経費の 2 分の 1</u> 限度額 5,000 円/人 1 人につき 4 泊、3 人まで
施設利用料	<u>補助対象経費の 2 分の 1</u> 限度額 550 円/人 1 人につき 4 日、3 人まで

新たに開設したサテライトオフィスを主な勤務地とする従業員が

1 人以下の場合 50 万円

2 人以上の場合 100 万円

申請の流れ

- ① 「体験利用申込書」 提出
♪体験利用♪
- ② 「交付申請書兼実績報告書」 提出
《 交付決定・交付額確定 》
- ③ 「請求書」 提出
《 交付 》

- ① 「交付申請書」 提出
《 交付決定・交付額確定 》
- ② 「請求書」 提出
《 交付 》

※上記補助金については、年度内にそれぞれ 1 回限り申請が可能です。

青森市への立地については物件紹介、各種助成金による支援、人材確保支援など充実のサポート体制を取り揃えておりますので、お気軽にお問い合わせください！

お問い合わせ先・窓口

ワーキングスペースの体験利用やサテライトオフィスの開設を検討中の企業様は、まずはお問い合わせください。

青森市経済部新産業支援課

〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7

TEL : 017-718-3965 FAX : 017-723-5586

e-mail : shin-sangyoshien@city.aomori.aomori.jp